

公共事業労務費調査 (平成27年10月調査) の実施について

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課



はじめに

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定に当たっては、「予算決算及び会計令」第80条第2項において、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の长短等を考慮して適正に定めなければならない」として、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされています。

これに基づき、農林水産省および国土交通省(以下「二省」という)では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価(以下「設計労務単価」という)を決定するため、公共事業労務費調査(以下「労務費調査」という)を実施し、所管する公共事業等に従事した建設労働者に対する賃金の支払実態を、昭和45年より毎年調査しており、平成27年度公共事業労務費調査についても、これまでの労務費調査と同様の調査方法により実施することとしています。



公共事業労務費調査の概要

労務費調査は、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価設定のための基礎資料を得るための調査です。この調査では、二省が関係する直

轄事業、補助事業、都道府県、政令指定都市及び二省が所管する独立行政法人等の事業から、10月に施工中の、請負金額が1件当たり1,000万円以上の工事をリストアップし、それらの工事を選定母集団として、調査対象工事を無作為抽出(約1万3,000件)し、その公共工事に従事する技能労働者(約16万人)の賃金につき、51の調査対象職種の区分に基づき調査します。企業の規模や下請次数の制限はなく、51の調査対象職種に該当する全ての技能労働者が対象となります。

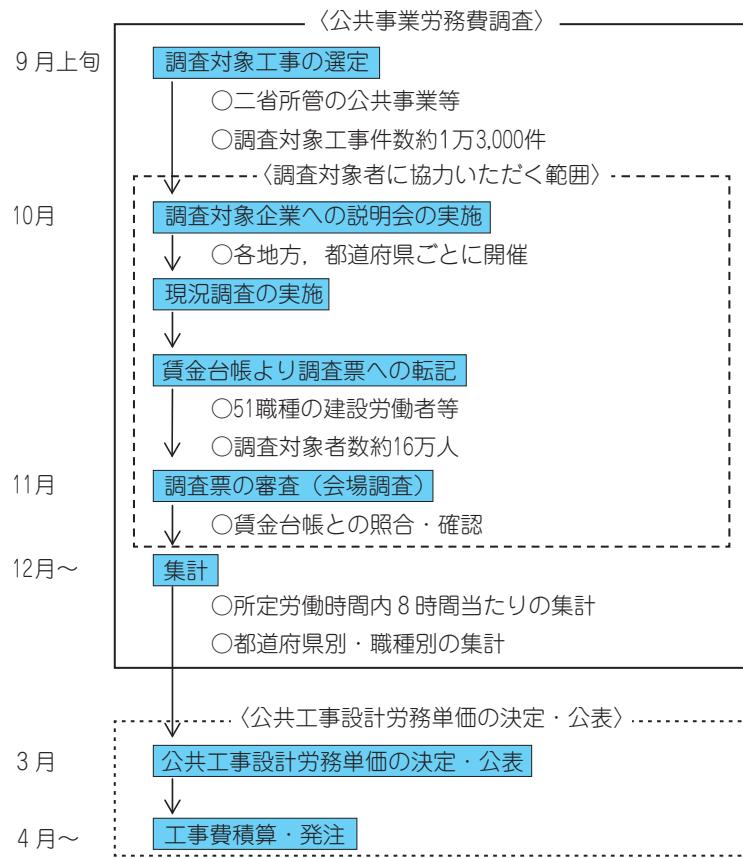
調査対象となった企業(元請企業、下請企業等)では、調査対象工事に従事した全ての技能労働者について、賃金台帳等から労務費調査の調査票に賃金等の必要事項を転記、記入します。

その後、調査対象となった企業は、調査票と賃金台帳等の資料を、全国で開催される会場調査に持ち込み、調査員が面接形式にて、調査票に記入された賃金や職種の分類、労働時間等の記載内容につき、調査票とともに持ち込まれた健康保険や厚生年金保険の支払証明、資格免許、賃金台帳等の各種書類と照合及び確認を行い、正確に賃金の実態を把握します(図-1)。



公共工事設計労務単価とは

一般に労務関係費といわれる費用には、賃金のほかにもさまざまな経費が含まれています。設計



図一 1 公共事業労務費調査の流れ（例年）

労務単価は、賃金の中の基本給相当額、基準内手当、臨時の給与（賞与等）、実物給与を含みますが、時間外、休日又は深夜の割増賃金、通常の作業条件及び作業内容を超えた特殊な労働に対する手当等は、個別工事ごとに、必要に応じて発注者が積算することとされており含みません。時間外や休日労働を前提とする工程を発注者が組む場合は、発注者において、割増賃金を考慮した積算を実施する必要があります。

このほか、労働者の雇用に伴い必要となる会社負担の諸経費（法定福利費の事業主負担分、安全訓練に係る費用、労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等）は、共通仮設費や現場管理費等の諸経費で別途計上されるため含みません（図一2、3）。

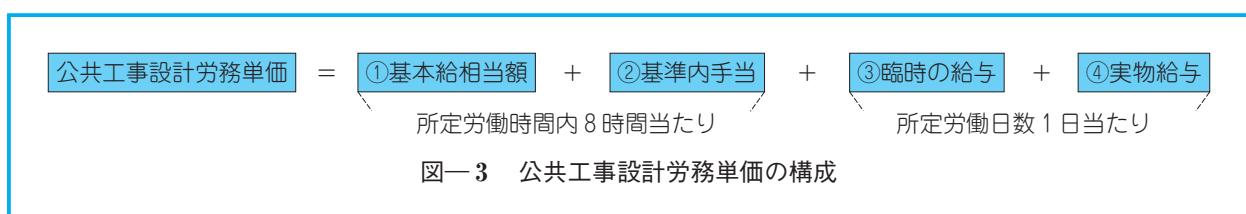
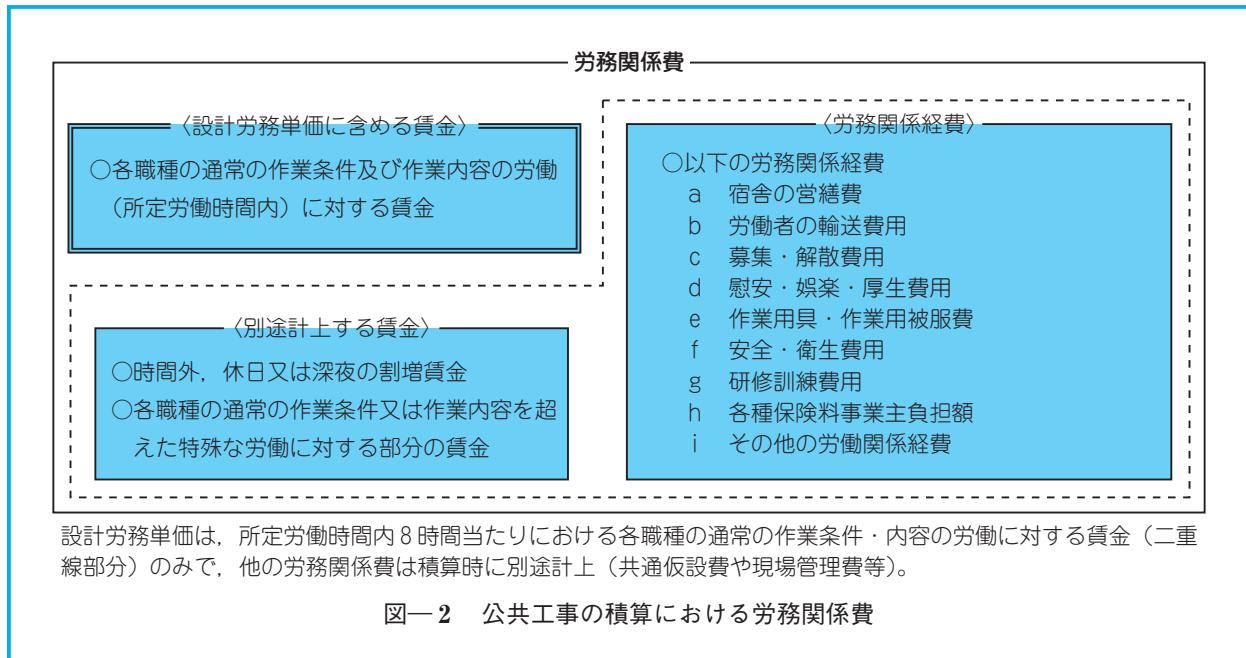
(1) 設計労務単価の留意事項

設計労務単価は、公共工事の予定価格の積算に用いるための単価であることから、次の点に十分留意する必要があります。

① 下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではないこと。

② 所定労働時間内8時間当たりとして設定したものであって、前述の、所定時間外の労働に対する割増賃金や、現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないこと。

従って、下請代金の決定に当たって設計労務単価を参考資料として取り扱う際には、個々の契約を拘束するものでないこと、諸経費分は含まれていないこと等の、設計労務単価の意味を十分に理解の上で取り扱う必要があります。



公共事業労務費調査 (平成27年10月調査)のポイント

ここでは、本年度の労務費調査実施時における主なポイントを紹介します。

(1) 賃金の正確な把握徹底

労務費調査は、原則として現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。調査対象となった企業におかれても、いわゆる一人親方（業務委託・請負といった名称の契約に基づき、人を雇わずに事業を行うことを常態とする自営業者）として働く方々についても、必ず調査票を作成いただくよう周知徹底してください。また、一人親方として働く方々も、必ず調査票を作成し、会場調査にご出席ください。

(2) 有効標本の確保

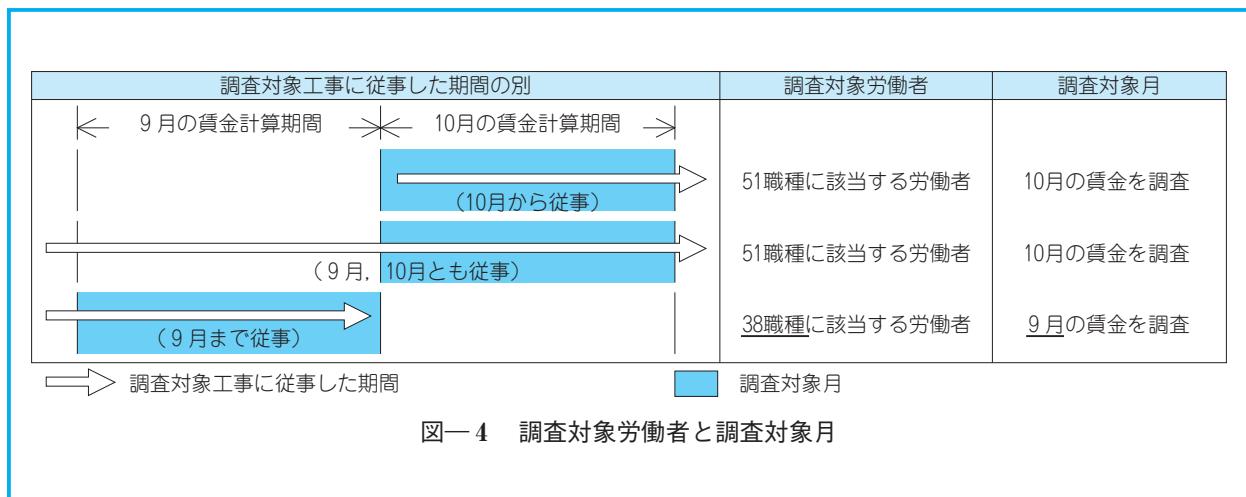
昨年調査においては、3割強の標本が棄却されています。その主な理由としては、会場調査にお

いて

- ・所定労働時間が法定40時間以内であることを書面で確認できない（約22%）
- ・調査票記入事項の根拠資料がない（約9%）となっています。有効標本確保のため、調査対象となった企業は、次の書類を審査において提示できるよう整理してください。
- ① 所定労働時間が法定の週40時間以内であることを確認できる書類
 - ・就業規則（又は雇用契約書、雇入通知書、労働条件通知書）及び賃金台帳
- ② 賃金支払いが確認できる書類
 - ・銀行の振込領収書又は労働者の受領印等が確認できる書類等
- ③ 従事した作業内容、就労の実態等が確認できる書類
 - ・作業日報及び出勤簿等

(3) 有効標本の確保（9月の賃金支払実態の調査）

標本確保のため、10月に調査対象工事に従事せ



【参考】9月の調査の対象となる38職種

造園工, 法面工, 石工, ブロック工, 鉄骨工, 塗装工, 溶接工, 潜かん工, 潜かん世話役, さく岩工, トンネル特殊工, トンネル作業員, トンネル世話役, 橋りょう特殊工, 橋りょう塗装工, 橋りょう世話役, 高級船員, 普通船員, 潜水士, 潜水連絡員, 潜水送気員, 山林砂防工, 軌道工, 大工, 左官, はつり工, 防水工, 板金工, タイル工, サッシ工, 屋根ふき工, 内装工, ガラス工, 建具工, ダクト工, 保温工, 建築ブロック工, 設備機械工

ず, 9月に従事している38職種（標本数の比較的小ない職種）の労働者については, 9月分の賃金支払い実態を調査しますので, 調査のご協力をお願いします（【参考】図一4）。



おわりに

労務費調査の実施に当たっては, 調査対象となった企業をはじめ, 多くの関係機関の多大なご協力により実施されているところであり, ご協力いただく皆様には厚く御礼申し上げます。今後とも, 労務費調査に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。